

平成 25 年 7 月 19 日

輸出事業者各位

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室

(お知らせ) 韓国向けのカニの輸出に関する証明書発行手続について

日本から韓国に輸出される水産物については、「韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」(平成 23 年 5 月 2 日 23 水漁第 329 号 水産庁長官通知)に基づき、水産庁または道県の水産部局が原産地証明書を発給していますが、国産・外国産を問わず、タラバガニ及びズワイガニを含むカニの輸出に係る証明書については、原産地を厳密に確認する必要がある他、原産地証明書等の原産国政府への照会が必要な場合もあることから、水産庁のみが発行することといたしますので、水産庁に発行申請を行って下さい。